

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―五五―一三七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官

県	鹿児島	(略)				長崎県	(略)	府県	都道	署
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	五六の七	対馬市上対馬町比田勝	(略)	所在地		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	署	門司税関蔵原税関支署比田勝監視	(略)	官署		
三級地	(略)	(略)	(略)			三級地	(略)	区分	級別	

県	鹿児島	(略)				長崎県	(略)	府県	都道	署
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	所在地		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	官署		
三級地	(略)	(略)	(略)			三級地	(略)	区分	級別	

(略)			
(略)	(略)	奄美市名瀬 長浜町一の 署	長崎税関鹿 児島税関支 署名瀬監視
(略)	(略)		
(略)			

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

ものにあつては平成三十年七月一日、沖

縄森林管理署安波森林事務所に係るもの

にあつては同年十月一日、那覇検疫所平

良出張所に係るものにあつては平成三十

(略)			
(略)	(略)	奄美市名瀬 入舟町二二 の署	長崎税関鹿 児島税関支 署名瀬監視
(略)	(略)		
(略)			

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

ものにあつては平成三十年七月一日、沖

縄森林管理署安波森林事務所に係るもの

にあつては同年十月一日、那覇検疫所平

良出張所に係るものにあつては平成三十

一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝監視署及び長崎税関鹿兒島税関支署比名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日)における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更に  
よつて影響されるものではない。

2 (略)

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される官署

都道 府県	所在地	官署	級別 区分
北海道	(略)	(略)	一級地
	上川郡上川 町中央町六	上川自然保 護官事務所	

一年四月一日)における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更に  
よつて影響されるものではない。

2 (略)

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される官署

都道 府県	所在地	官署	級別 区分
北海道	(略)	(略)	一級地
	上川郡上川 町中央町九	上川自然保 護官事務所	

備考 (略)	(略)	
	(略)	(略) 〇三
	(略)	(略)
	(略)	

備考 (略)	(略)	
	(略)	(略) 八の四
	(略)	(略)
	(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。